

御坊税務署からのお知らせ

毎年、11月11日～17日は「税を考える週間」です

◎この機会に、税金についてお気軽にご相談ください

○税理士による無料相談所の開催
11月13日(日) 10:00～16:00 オークワロマンシティ1階催し物広場

◎税金クイズに正解すると抽選で賞品が当たる!

○応募用紙設置場所：御坊納税協会、御坊税務署、御坊市・日高郡内町役場税務課
○応募対象者：御坊市内または日高郡内に在住・在学の方
○応募期間：11月1日(火)～17日(木)
○応募方法：応募ハガキを御坊納税協会へ郵送するか、御坊税務署、御坊市・日高郡内町役場税務課窓口
に提出してください。
○郵送先：〒644-0002 御坊市藪419番地の9 御坊納税協会



◎年末調整説明会の開催日程について

日	時	会場
平成23年12月1日(木)	13:30～15:30	みなべいなみ農協本所会議室
平成23年12月2日(金)	13:30～15:30	御坊市民文化会館

源泉所得税を納付されている皆様へ

～『ダイレクト納付』を利用してみませんか!～

○是非ご利用ください!

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届出等をしておけば、e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単なクリック操作で即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。

○ダイレクト納付はこんなに便利です

- ①税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付可能
- ②インターネットバンキングの契約が不要(手数料が不要)
- ③即時または期日を指定して納付することが可能
- ④税理士が納税者に代わって納付手続を行うことが可能
- ⑤源泉所得税の手続では、電子証明書の取得・登録は不要

※ダイレクト納付について

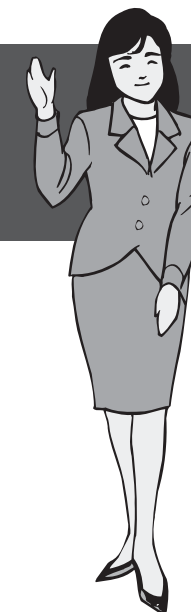
- ・ダイレクト納付を利用するためには、e-Taxの利用開始のための手続(開始届出書の提出(送信))が必要となるほか、ダイレクト納付利用届出書を書面で提出する必要があります。
- ・ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。
- ・ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。

○ダイレクト納付利用可能金融機関

平成24年1月から紀陽銀行が新たに導入予定です。(詳しくは税務署にお尋ねください。)



平成23年台風12号災害による町税等の減免について



被災された方々には、心よりお見舞い申し上げます。

今回の台風12号により被害を受けた方々には、被災の状況等により、町県民税、固定資産税、国民健康保険税の減免措置の適用があります。詳しくは下記をご覧ください。

①減免対象

平成23年度の町県民税、固定資産税で、平成23年9月2日以降に納期の末日が到来する分。
平成23年度の国民健康保険税で、平成23年9月以降分の月割保険税額。

②減免割合

被災の状況等により、上記対象額の全部～8分の1を減免。

税目	対象区分等		減免割合	減免対象	
町県民税	死亡した場合		全部	<普通徴収の方> 3期～4期分 <特別徴収の方> 普通徴収とした場合の3期～4期分に相当する税額	
	障害者となった場合		10分の9		
	その者(控除対象配偶者、扶養親族含む)の所有する住宅の被害	全壊～半壊	前年所得 500万円以下		全部
			750万円以下		2分の1
		床上浸水	前年所得 750万を超え、1000万円以下		4分の1
			750万を超え、1000万円以下		8分の1
前年所得が1,000万円を超える方は、対象になりません。					
固定資産税	土地	流失、陥没等	全部 (被災した物件のみ)	3期～4期分	
	家屋	住家の床上浸水、半壊、全壊			
		物置、倉庫、事務所、店舗、工場等の損壊			
償却資産	申告された資産に損害がある場合				
国保税	被保険者が居住する住宅の被害	全壊・流失	全部	9月分～翌年3月分	
		半壊	10分の7		
		床上浸水	2分の1		
平成23年9月2日現在の国民健康保険加入者が対象です。					

③申請受付

所定の申請用紙に必要事項を記入の上、下記窓口まで持参又は郵送してください。
申請用紙は、下記窓口に備え付けのものを使用するか、電話等で請求してください。

また、日高川町ホームページ(<http://www.town.hidakagawa.lg.jp/>)からもダウンロードできます。

○受付期間：平成23年11月1日(火)～平成23年11月30日(水)

○受付窓口：税務課(☎22-8841) 中津振興課(☎54-0321) 美山振興課(☎56-0321)

④その他

○減免を適用された方で、既に全期分を前納している方には、減免分を還付いたします。

○町県民税の減免に関し、下記事項についてご了承くださいませようお願いします。

- ・普通徴収の方…第3期分(10月31日納期限)は、減免前の税額にて納付していただき、その後減免相当額を還付します。
- ・特別徴収(事業所)の方…減免適用後、月割額で調整します。
- ・特別徴収(年金)の方…減免前の税額にてそのまま納付していただき、その後減免相当額を還付します(天引き額は変更できません)。